



目 次

規 則	ページ
◎高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
告 示	
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め (農業基盤課)	1
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (2・2 揭示)	1

規 則

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成27年2月10日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第4号

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年高知県条例第11号）附則第1項第2号の規定に基づき、同号に掲げる規定の施行の日は、平成27年4月1日とする。

告 示

高知県告示第62号

安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年1月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成27年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（基準点設置）
- 作業期間
平成27年2月1日から同年3月31日まで
- 作業地域
安芸郡田野町芝及び奈半利川

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年1月29日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月29日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成27年1月13日	特定非営利活動法人いなかみ	近藤 純次	香美市土佐山田町船谷10番地2	この法人は、衰退する地域の活性化や、持続可能な社会づくりを行うために、地域住民や地域に関心を持つ人達等を対象に、移住促進、地域資源の保全と活用、社会教育、社会システム構築、情報発信等を行うことにより、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業四万十窪川地区（神ノ西換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成27年2月10日から同年3月11日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成27年2月23日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成27年2月2日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書面の種類
平成27年1月29日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
幡多郡黒潮町佐賀橋川字ナカマ198番の土地の関係人（永小作権者）のうち次の者
住所及び氏名不明 亡弘田兵次の相続人